

教育本部内規

第1条 教育本部規程第7条に基づき、内規を定める。

第2条 教育本部は、教育本部規程第1条に定める任務を遂行するため、各部・各委員会等の所管事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 渉外部

総務委員会は、教育本部に関する庶務業務を行う。

国際委員会は、一般の国際渉外のほか日本インタースキー委員会の業務処理を行う。

(2) スキー部Ⅰ

スクール振興委員会は、公認スキー学校の公認審査及び、公認スキー学校での指導活動の充実、底辺拡大の方策等の調査研究を行う。

検定委員会は、スキーに関する選考・検定に関する業務を統括し管理する。

研修委員会は、指導者の資質の維持・向上を図るため、講習・研修に関する業務を統括し管理する。

強化推進委員会は、スキー技術の研究を行うほか、デモンストレーターの技術強化・育成を行う。

(3) スキー部Ⅱ

ジュニア振興委員会は、ジュニア層へのスキーの指導育成、普及・振興を図ると共に、スキー技術の向上につながる事業を展開することを目的とする。

クロスカントリー委員会は、クロスカントリースキーに関する検定・講習・研修に関する業務を統括し管理する。

(4) 安全対策部

安全対策委員会は、スキーパトロールの検定・育成及び安全対策の調査研究を行う。また、国際スキーパトロール連盟と連携を図るほか、スキーパトロールの研修に関する業務を統括し管理する。

(5) スノーボード部

スノーボード委員会は、スノーボード技術の研究、検定、研修に関する業務を統括し管理する。また、スノーボードデモンストレーターの技術強化及び育成を行う。

第3条 教育本部諮問会は、教育本部長の諮問に応え、教育本部長に答申する。諮問会は、必要に応じて教育本部長が招集する。

第4条 教育本部の会議は、次の各号に掲げるとおりとし、必要に応じ本部長が招集し、本部長又は本部長の指名する者を議長とする。

(1) 教育本部理事会は、理事で構成し、教育本部に関するすべての事項を審議する。

(2) 教育本部会議は、理事、及び委員長で構成し、教育本部に関わる必要事項の審議を行う。ただし、必要がある場合は、その他の者を加えることができる。

(3) 専門委員会会議は、理事、専門委員で構成する。

(4) 各部、委員会会議の開催は、本部長の承認を得て開催する。

(5) 加盟団体教育本部長連絡会議は、本連盟と加盟団体の連携を密にするために開催することができる。ただし、加盟団体からの出席者の参加経費の負担は行わないものとする。

2 会議の記録は、本部長の指名する者が担当する。

第5条 専門委員及び技術員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専門委員は、教育本部所管事項について理事会の諮問に応えると共に、教育本部行事の企画運営の実務に当たるものとする。とくに広い視野に立ち、スキー、クロスカントリスキー、スノーボード及びパトロール技術の研究、普及に努め、指導者並びにパトロールの資質向上のために技術の研鑽に努めるものとする。
- (2) スキー技術員、スノーボード技術員は、常に専門委員から、本連盟の方針及び施策等を吸収し、所属するブロック及び加盟団体の指導者を指導し、スキー、クロスカントリスキー及びスノーボードの普及発展に寄与するものとする。
- (3) パトロール技術員は、常に専門委員に協力し、安全対策部所管事項の事業・業務の遂行に協力するものとする。

第6条 デモンストレーターは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ナショナルデモンストレーターは、教育本部が統括し、スキー技術の研究及び指導技術の普及に携わるものとする。
- (2) S A Jデモンストレーターは、加盟団体に所属し、ナショナルデモンストレーターに準ずる任務の遂行に当たるものとする。ただし、研修、強化等に伴う経費は本連盟では負担しない。
- (3) ナショナルデモンストレーター及びS A Jデモンストレーターは、広く一般大衆との接点において、スノースポーツの普及を行う。
- (4) ナショナルデモンストレーター及びS A Jデモンストレーターは、本部理事会が認めた行事に、役員、委員又は講師として本部長から派遣されることがある。

2 スノーボードデモンストレーターの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ナショナルスノーボードデモンストレーターは、教育本部が統括し、スノーボード技術の研究及び指導技術の普及に携わるものとする。
- (2) S A Jスノーボードデモンストレーターは、加盟団体に所属し、ナショナルスノーボードデモンストレーターに準ずる任務の遂行に当たるものとする。ただし、研修、強化等に伴う経費は本連盟では負担しない。
- (3) ナショナルスノーボードデモンストレーター及びS A Jスノーボードデモンストレーターは、広く一般大衆との接点において、スノースポーツの普及を行う。
- (4) ナショナルスノーボードデモンストレーター及びS A Jスノーボードデモンストレーターは、本部理事会が認めた行事に、役員、委員又は講師として本部長から派遣されることがある。

第7条 この内規の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月	改訂
昭和61年5月	改訂
昭和61年8月	改訂
昭和63年3月	改訂
平成2年11月	改訂
平成4年10月	改正
平成4年12月12日	改正
平成6年10月3日	改正

平成7年10月13日 改正
平成9年6月28日 改正
平成10年10月5日 改正
平成12年9月20日 改正
平成13年9月28日 改正
平成14年11月5日 改正
平成15年6月27日 改正
平成15年11月7日 改正
平成16年6月25日 改正
平成16年11月2日 改正
平成18年11月1日 改正
平成19年7月5日 改正
平成20年9月16日 改正
平成21年9月18日 改正
平成22年8月31日 改正
平成23年9月20日 改正
平成24年9月26日 改正
平成25年8月9日 改正
平成26年7月15日 改正
平成28年7月15日 改正
平成29年7月15日 改正
平成30年7月6日 改正